

処理水海洋放出の風評被害根絶に向けた取組について



私は従来から、こうした重要な問題を取り扱う際には「情報の質と量」が重要と主張してまいりました。それは、物事を片方の面からのみでなく、必ず両面から捉えること、そして十分な量をもって判断することです。処理水については、連日のように不安をあおるような報道がされています。私は、このような観点から、あえて「質と量」が十分か、そして今、国や県は何をすべきか、という問いを提示したいと思います。そして、その問いが、産業界や流通、ひいては生産者を守ることに繋がると信じて質問したいと思います。

北茨城は、県内で最も海洋放出される場所に近い位置にあります。漁業関係者は今回の放出を非常に重く受け止めており、1年を切って不安が高まっています。これは、北茨城だけでなく県全体にも波及していく問題です。さらに、漁業者だけでなく農業者、そして観光業や他の産業にも関係する可能性も否めず、海洋放出の影響がどこまで波紋を広げるか見通しはついておりません。

漁業者は、海洋放出による海洋資源の安全性に危惧しているわけではなく、安全性に関する情報が正しく伝わらず、または、誤った情報が流布されてしまった結果起こるであろう大きな影響の方を強く心配しております。放出を国内や海外の消費者がどう受け止めるか、今年の初めに復興庁が国内や韓国、台湾、米国、フランスなど10カ国・地域で実施した調査があります。それによれば、処理水に含まれるトリチウムの濃度が国の基準を大幅に下回るよう海水で薄めて放出することを国内で約6割が認知しておらず、アジア諸国の中で最低の認知度でした。

またトリチウムは規制基準を順守する限り危険ではないと理解している割合は、国内では25.7%であり、全体で6番目と他国と比べて低い結果となったようです。この結果から、客観的な根拠に基づく安全性への理解が浸透していないこ

とが明らかとなりました。

復興庁は、ALPS処理水について3つのメッセージを伝えようとしています。トリチウムは身の回りにたくさんあること、健康への影響は心配ないこと、取り除けるものは徹底的に除去したうえで大幅に薄めて放出することです。それはどの程度でしょうか。トリチウムの入ったタンクの水を100倍以上に薄めれば、1リットル当たり1,500ベクレルと世界トップレベルまで希釈されます。これは国の安全基準である6万ベクレルの40分の1、そしてWHOの飲料水のガイドラインである1万ベクレルの6.6分の1です。同様に原子力発電所を保有している韓国、アメリカ、フランスなど世界各国と比較しても類を見ない水準までの希釈です。さらに、トリチウムは私たちの体や雨水、海水にも含まれており、仮に放出したとしても発電所周辺から2~3キロメートル以上離れれば、通常の海水と同じ水準まで濃度が下がります。

また、魚などの生物内で濃縮することはありません。国主導のもと、県も一体となって、正確な情報を県民に、そしてこの問題に影響を受ける全ての消費者に、しっかり伝えていただきたいと考えております。

この1年が肝心です。客観性のある情報発信を強化し、風評被害根絶に向けて全力で取り組んでいかねばなりません。国や企業は懸命に発信をし続けております。しかし、まだ足りないのです。今、徹底した対応を取らなければ、1年後に風評被害を助長する結果にならないとも限らず、ひいては国や県の責任まで問われかねません。消費者の不安を払しょくできるかどうか、これが漁業者をはじめとした生産者を守ることに繋がります。ここは強く述べさせていただきたいと思っております。

そこで、処理水海洋放出の風評被害根絶に向け、県はどのように考え、今後どう取り組んでいくのか、防災・危機管理部長にお伺いいたします。

福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出については地元漁業関係者等に対して説明を行い理解と納得を得ること、また、国内外に対して安全性に関する情報を積極的に発信することが重要であると考えております。

このため県では、令和2年9月に国が開催したご意見を伺う場において、国や東京電力に対し処理水の海洋放出への国民等の不安を取り除くための情報発信などを要望したほか、昨年6月には、本県で開催されました国主催の関係閣僚等会議ワーキンググループの場において、国内外への情報発信や漁業関係者等の理解を得ることなどを国や東京電力に求めてきたところであります。

また、昨年8月にALPS処理水の当面の対策が関係閣僚等会議において取りまとめられた際には、「消費者が安全・安心だと認識しない限り、風評被害は発生する」といった関係団体の意見を国に伝えてきたところでございます。

こうした取組みの結果、昨年12月に策定された政府の行動計画には、本県で求めてまいりました「安全性に関する正確でわかりやすい情報発信」、「関係者に対する丁寧な説明の実施」、「本県沖を含めたモニタリングの強化」などの方針が示されたところであります。

こうした方針を踏まえ、安全性についての加工・流通・小売事業者等に対する説明や、シンポジウムにおける説明、新聞広告の掲載など、ALPS処理水の安全性に関する消

費者等への情報発信の取組みが国等において実施されているものと認識しております。

しかしながら、風評被害を懸念する漁業関係者からは依然として厳しい意見が寄せられ、国民の理解も十分に進んでいない状況にあります。

県といたしましては、まずは国や東京電力が行動計画に掲げた取組みをしっかりと進め、漁業者や国民の理解を得ていくことが重要と考えております。

このため、今月実施いたしました、国に対する中央要望においても、国内外に対して安全性を丁寧に説明し、風評を発生させないよう、対策に万全を期すことを改めて要望したところであります。

また、国では今年度からALPS処理水の放出に係る風評影響の抑制を目的としたモニタリングを開始し、放出前後での海域におけるトリチウム濃度の変動を把握することとしており、本県の要望を踏まえて設定された、本県沖の2ヶ所においてもモニタリングが実施される予定であります。

県といたしましては、国や東京電力の動向を注視しながら、引き続き消費者の不安を払拭し風評被害を防止する取組みを国や東京電力に働きかけていくとともに、本県沖のモニタリング結果については県のホームページ等の媒体を活用し周知するなど、県としてもALPS処理水の安全性に関する情報発信に取り組んでまいります。

A

防災
危機管理部長